

参考資料

1	公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例	1
2	勤労身体障がい者体育館条例	3
3	勤労身体障がい者体育館条例施行規則	6

公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例をここに公布する。

公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公の施設に係る指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体であつて指定管理者の指定を受けようとするもの(以下「指定申請法人等」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添付して、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は公営企業の管理者(以下「知事等」という。)が定める日までに、知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に関する計画(以下「管理計画」という。)を記載した書類

(2) 指定申請法人等に係る経営状況及び業務内容を明らかにすることができる書類

(3) その他知事等が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適当と認める指定申請法人等を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 管理計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られるものであること。

(2) 管理計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。

(4) その他知事等が別に定める基準

(指定等の告示)

第4条 知事等は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(変更の届出)

第5条 指定管理者は、その名称、住所その他知事等が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を知事等に届け出なければならない。

2 知事等は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(管理の原則)

第6条 指定管理者は、その管理する公の施設における県民の平等な利用の確保を図るとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるよう、管理計画に基づき当該公の施設を適正に管理しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後速やかに、同日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間についての事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

(1) 管理の業務の実施状況に関する事項

(2) 利用状況に関する事項

(3) 経理の状況に関する事項

(4) その他知事等が必要と認める事項

(原状回復義務等)

第8条 指定管理者は、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、知事等の指示するところにより、その管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

第9条 指定管理者は、その管理する公の施設の施設、設備、資料又は美術品を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、知事等の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第10条 指定管理者の役員若しくは当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらの者であつた者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定の取消し等)

第11条 知事等は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法令の規定に違反したとき。
- (2) 第3条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (3) 第7条本文の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の事業報告書を提出したとき。
- (4) その役員若しくはその指定に係る公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらの者であった者が、前条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
(追加〔平成23年条例16号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第16号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

勤労身体障害者体育館条例をここに公布する。

勤労身体障がい者体育館条例

(題名改正〔平成20年条例37号〕)

(設置)

第1条 勤労身体障害者のスポーツの普及振興を図り、もって勤労意欲の高揚と福祉の向上に資するため、勤労身体障がい者体育館(以下「体育館」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
岩手県勤労身体障がい者体育館	盛岡市

(一部改正〔平成20年条例37号〕)

(指定管理者による管理)

第1条の2 体育館の管理は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(追加〔平成18年条例2号〕、一部改正〔平成23年条例16号〕)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第1条の3 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他体育館の利用の促進に関する業務

(追加〔平成18年条例2号〕)

(使用等の許可)

第2条 体育館を使用しようとする者は、指定管理者(知事が体育館の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、体育館の管理上必要があると認めるときは、[前項](#)の許可に条件を付することができる。

(一部改正〔平成18年条例2号・23年16号〕)

第3条 体育館において、行商、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(一部改正〔平成18年条例2号〕)

(行為の禁止)

第4条 体育館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(使用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、[第2条第1項](#)又は[第3条](#)の許可を取り消し、その効力を停止し、[第2条第2項](#)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは体育館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) [第2条第2項](#)の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により[第2条第1項](#)又は[第3条](#)の許可を受けたとき。
- (4) 体育館の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(一部改正〔平成18年条例2号〕)

(利用料金)

第6条 [第2条第1項](#)又は[第3条](#)の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、体育館の利用に係る料金(知事が体育館の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。ただし、身体障害者([身体障害者福祉法\(昭和24年法律第283号\)第4条](#)に規定する身体障害者をいう。)その他規則で定める要件に該当する者は、この限りでない。

2 利用料金は、[別表](#)に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、[前項](#)の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

5 知事が体育館の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

(一部改正〔平成18年条例2号・23年16号〕)

(利用料金の免除)

第7条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(一部改正〔平成18年条例2号〕)

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

(1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(一部改正〔平成18年条例2号〕)

(損害賠償等)

第9条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成18年条例2号〕)

(補則)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

(一部改正〔平成18年条例2号〕)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和52年5月規則第37号で、同52年5月13日から施行)

附 則(昭和56年3月27日条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月30日条例第18号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月17日条例第10号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月28日条例第29号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月27日条例第21号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第20号)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に勤労身体障害者体育館の使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月27日条例第33号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に勤労身体障害者体育館の使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月23日条例第23号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月8日条例第2号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の勤労身体障害者体育館条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第6条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)を定めることができる。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

附 則(平成20年7月11日条例第37号)

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第16号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第49号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第17号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日条例第11号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日条例第20号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日条例第16号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(全部改正〔平成18年条例2号〕、一部改正〔平成26年条例49号・31年17号・令和5年11号・6年20号・7年16号〕)

区分			普通利用料金の上限額							特別利用料金の上限額		
			全館貸切使用						区分使用			個人使用
9時から12時まで	12時から17時まで	17時から20時まで	9時から17時まで	12時から20時まで	9時から20時まで	1区分1時間までごとに	1人4時間までごとに					
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	学生及び生徒	円 3,100	円 4,870	円 6,500	円 7,980	円 11,370	円 14,480	円 550	円 90	1 休日割増料 日曜日、土曜日、 <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合においては、普通利用料金の額の2割に相当する額(100円未満の端数は、切り上げる。) 2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する場合においては、1件又は1式1時間までごとに2,100円の範囲内で知事が定める額 3 電気料及び暖房料 電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額	
		一般	6,220	9,760	13,010	15,980	22,770	28,990	970	100		
	その他の催しに使用する場合	31,130	48,740	65,030	79,870	113,780	144,910	2,840				
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	学生及び生徒	6,220	9,760	13,010	15,980	22,770	28,990	800		
一般			12,430	19,520	26,020	31,960	45,530	57,970	1,350			
その他の催しに使用する場合		46,700	73,120	97,550	119,820	170,680	217,380	4,450				
第3条の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額			1人1時間までごとに820円									

備考

- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、9時前及び20時後のときは17時から20時までの、9時から12時までのときは9時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から20時までのときは17時から20時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

勤労身体障害者体育館条例施行規則をここに公布する。

勤労身体障がい者体育館条例施行規則
(題名改正〔平成20年規則65号〕)

(趣旨)

第1条 この規則は、勤労身体障がい者体育館条例(昭和52年岩手県条例第10号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成20年規則65号〕)

(休館日)

第2条 岩手県勤労身体障がい者体育館(以下「体育館」という。)の休館日は、毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。

2 条例第1条の2に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(一部改正〔平成18年規則29号・20年65号〕)

(使用時間)

第3条 体育館の使用時間は、9時から20時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(一部改正〔平成18年規則29号〕)

(許可の申請)

第4条 条例第2条第1項又は第3条の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(一部改正〔平成18年規則29号〕)

(許可の条件)

第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。
- (2) 使用若しくは条例第3条に規定する行為を終了したとき、又は条例第5条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
- (3) 感染症の患者、めいいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で体育館内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入館させないこと。
- (4) その他体育館の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

(一部改正〔平成元年規則69号・11年75号・18年29号〕)

(条例第6条に規定する者の要件)

第6条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件に該当する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の障害があると指定管理者が認める者
- (5) 第1号から第3号までに掲げる者又は前号の指定管理者が認める者の介護を行う者(1人に限る。)
- (6) その他体育館の目的を達成するため指定管理者が必要と認める者

(全部改正〔平成7年規則82号〕、一部改正〔平成11年規則75号・18年29号〕)

(指定管理者による立入り)

第7条 指定管理者は、体育館の管理上必要があると認められるときは、使用中の体育館の施設内に体育館の管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

(一部改正〔平成18年規則29号〕)

(附属の施設又は設備の利用料金の上限額)

第8条 条例別表に掲げる附属の施設又は設備の利用料金の上限額は、別表のとおりとする。

(一部改正〔平成4年規則43号・18年29号〕)

(損傷等の届出)

第9条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(一部改正〔平成18年規則29号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月27日規則第15号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月30日規則第17号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日規則第41号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日規則第19号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日規則第69号)

この規則中、第8条第2号及び第3号の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日規則第43号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第110号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に勤労身体障害者体育館の使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の勤労身体障害者体育館条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出し、又は交付する申請書又は許可書について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書又は許可書については、なお従前の例による。

附 則(平成7年7月31日規則第82号)

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第45号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に勤労身体障害者体育館の使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月31日規則第75号)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に勤労身体障害者体育館の使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月22日規則第29号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月9日規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月11日規則第65号)抄

1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日規則第16号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月13日規則第18号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年2月24日規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日規則第26号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第18号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第13号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(全部改正〔平成18年規則29号〕、一部改正〔平成19年規則12号・26年14号・31年16号・令和元年18号・3年5号・5年26号・6年18号・7年13号〕)

区分

利用料金の上限額

		アマチュアスポーツ に使用する場合	その他の催しに使用す る場合
		円	円
トレーニングルーム	1時間までごとに	210	430
放送設備	1時間までごとに	270	610
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	140	310
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	70
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	70
卓球用具	1式1時間までごとに	70	130
アーチェリー用具	1式1時間までごとに	80	160
テニス用具	1式1時間までごとに	50	90
ゲートボール用具	1式1時間までごとに	50	90
ハンドボール用具	1式1時間までごとに	40	100
フットサル用具	1式1時間までごとに	40	100
椅子(1人用)	1脚5時間までごとに	20	50
机	1個5時間までごとに	30	70